

議案の概要と審議結果（賛成・・・○、反対・・・×）

平成26年第3回定例会（9月16日～10月10日）

会派略称

自 民＝自由民主党新宿区議会議員団
共 産＝日本共産党新宿区議会議員団
主 権＝区民主権の会
花マル＝新宿区議会花マルクラブ

公 明＝新宿区議会公明党
民無ク＝民主・無所属クラブ
社 会＝社会新宿区議会議員団

議案名		概要	自民	公明	共産	民無ク	主権	社会	花マル	議決結果
予算 (5件)	平成26年度新宿区一般会計補正予算(第4号)	補正予算額:1億4,784万8千円、補正後予算額:1,423億3,945万1千円 補正の理由:法令改正に伴う高齢者肺炎球菌ワクチン及び水痘ワクチンの定期接種化に要する経費、旧中央図書館解体工事費の増を計上	○	○	○	○	○	○	○	可決
	平成26年度新宿区一般会計補正予算(第5号)	補正予算額:13億8,329万5千円、補正後予算額:1,437億2,274万6千円 補正の理由:(仮称)西富久子ども園建設事業助成に要する経費、労務単価等の見直しに伴う愛日小学校の建設工事費の増、小・中学校昇降口等吊天井改修設計に要する経費等に要する経費、新宿養護学校、女神湖高原学園、幼稚園の設備整備に要する経費、(仮称)下落台図書館の建設に要する経費、西部工事・公園事務所の建設に要する経費、新宿駅東西自由通路の整備助成に要する経費、中井駅南北自由通路等の整備に要する経費、四谷坂町地域の住居表示実施に要する経費、夏目漱石記念施設整備基金等への寄附金の積立、財政調整基金積立金、国・都支出金の収入超過に伴う返納金等を計上	○	○	○	○	○	○	○	可決
	平成26年度新宿区国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	補正予算額:3億3,157万7千円、補正後予算額:372億5,548万3千円 補正の理由:国・都支出金の収入超過に伴う返納金を計上	○	○	○	○	○	○	○	可決
	平成26年度新宿区介護保険特別会計補正予算(第1号)	補正予算額:6億2,735万円、補正後予算額:241億8,941万5千円 補正の理由:介護保険法改正に伴うシステム修正に要する経費、介護給付準備基金積立金、国庫支出金・支払基金交付金・都支出金の収入超過に伴う返納金等を計上	○	○	○	○	○	○	○	可決
	平成26年度新宿区後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	補正予算額:3,058万2千円、補正後予算額:66億3,980万6千円 補正の理由:平成25年度保険料負担額確定に伴う広域連合への保険料等納付金、葬祭費受託事業収入の収入超過に伴う返納金を計上	○	○	○	○	○	○	○	可決
決算 (4件)	平成25年度新宿区一般会計歳入歳出決算	歳入:1,334億7,960万3,761円 歳出:1,300億2,546万1,855円 差引額:34億5,414万1,906円	○	○	×	○	○	×	○	認定
	平成25年度新宿区国民健康保険特別会計歳入歳出決算	歳入:358億5,631万8,454円 歳出:353億6,609万5,061円 差引額:4億9,022万3,393円	○	○	×	○	○	×	○	認定
	平成25年度新宿区介護保険特別会計歳入歳出決算	歳入:210億0,638万4,391円 歳出:204億3,293万1,069円 差引額:5億7,345万3,322円	○	○	×	○	○	×	○	認定
	平成25年度新宿区後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	歳入:60億7,275万1,338円 歳出:60億3,348万4,367円 差引額:60億3,348万4,367円	○	○	×	○	○	×	○	認定
区長提出議案 (21件)	災害に際し応急措置の業務等に従事した者の損害補償に関する条例の一部を改正する条例	「児童扶養手当法」の改正に伴い、引用条項を改める。	○	○	○	○	○	○	○	可決
	新宿区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	子ども・子育て支援新制度の開始に向け、新宿区における家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める。	○	○	○	○	○	○	○	可決
	新宿区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	子ども・子育て支援新制度の開始に向け、新宿区における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める。	○	○	○	○	○	○	○	可決
	新宿区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	子ども・子育て支援新制度の開始に向け、新宿区における放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める。	○	○	○	○	○	○	○	可決
	新宿区学童クラブ条例の一部を改正する条例	子ども子育て支援新制度における「児童福祉法」の改正に伴い、学童クラブを利用できる者を拡充する。	○	○	○	○	○	○	○	可決
	新宿区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する条例	「薬事法」及び「薬事法施行令」の改正等に伴い、規定を整備する。	○	○	○	○	○	○	○	可決

議案名		概要	自民	公明	共産	民無ク	主権	社会	花マル	議決結果	
議員提出議案 (3件)	新宿区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	「建築基準法」の改正に合わせ、地区整備計画の区域内における建築物の容積率制限の緩和する措置を講ずる。	○	○	○	○	○	○	○	可決	
	新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例	「児童扶養手当法」の改正に伴い、規定を整備する。	○	○	○	○	○	○	○	可決	
	その他 (2件)	町の区域及び名称の変更について	住居表示を実施するため町の区域及び名称を変更する。新町名「四谷坂町」(よつやさかまち)。新町名の区域「坂町の一部」、「荒木町の一部」、「三栄町の一部」及び「本塩町の一部」。	○	○	○	○	○	○	○	可決
		旧新宿区立中央図書館等解体工事請負契約の変更について	旧中央図書館等解体工事の請負契約の金額を変更する。	○	○	○	○	○	○	○	可決
	人事の同意	新宿区教育委員会委員任命の同意について	吉田恵子氏	○	○	○	○	○	○	○	同意
	諮問	人権擁護委員候補者の推薦に関する意見の聴取について	石黒清子氏	○	○	○	○	○	○	○	決定
条例の改正	新宿区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例の一部を改正する条例	中高層建築物の建築に当たって、近隣関係住民との紛争を減らし、従前より居住している住民の住環境を守るため、建築主に説明会の実施を義務付ける。	×	×	○	×	×	○	棄権	否決	
議員提出議案 (2件)	「危険ドラッグ(脱法ハーブ)」の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書	<p>昨今、「合法ハーブ」等と称して販売される薬物(いわゆる「危険ドラッグ」=脱法ハーブ、脱法ドラッグ)を吸引し、呼吸困難を起こしたり、死亡したりする事件が全国で相次いで発生しています。特に、その使用によって幻覚や興奮作用を引き起こしたことが原因とみられる重大な交通事故の事案が度々報道されるなど、深刻な社会問題となっている。</p> <p>危険ドラッグは「合法」と称していても、規制薬物と似た成分が含まれているなど、大麻や覚醒剤と同様に、人体への使用により危険が発生するおそれがあり、好奇心などから安易に購入したり、使用したりすることへの危険性が強く指摘されている。</p> <p>厚生労働省は、省令を改正し昨年3月から「包括指定」と呼ばれる方法を導入し、成分構造が似た物質を一括で指定薬物として規制しました。また、本年4月には改正薬事法が施行され、指定薬物については覚せい剤や大麻と同様、単純所持が禁止された。</p> <p>しかし、指定薬物の認定には数か月を要し、その間に規制を逃れるために化学構造の一部を変えた新種の薬物が出回ることにより、取り締まる側と製造・販売する側で「いたちごっこ」となっている。また、危険ドラッグの鑑定には簡易検査方法がないため捜査に時間がかかることも課題とされている。</p> <p>そこで、下記の点について対策を強化することを政府に強く求めました。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 インターネットを含む国内外の販売・流通等に関する実態調査及び健康被害との因果関係に関する調査研究の推進、人員確保を含めた取締態勢の充実を図ること。 2 簡易鑑定ができる技術の開発をはじめ鑑定時間の短縮に向けた研究の推進、指定薬物の認定手続きの簡素化を図ること。 3 薬物乱用や再使用防止のために、「危険ドラッグ」の危険性の周知及び学校等での薬物教育の強化、相談体制・治療体制の整備を図ること。 	○	○	○	○	○	○	○	可決	
	固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書	<p>青色申告者を含む小規模事業者を取り巻く環境は、長期的な景気の低迷に続き、世界規模の経済状況の悪化により危機的、かつ、深刻な状況にあり、また、雇用不安の拡大、金融事情の悪化、後継者不足など、様々な危機にさらされている。</p> <p>このような社会経済環境の中で、小規模事業者は厳しい経営を強いられ、家族を含めてその生活基盤は圧迫され続けている現状にある。</p> <p>また、小規模事業者のみならず多くの都民が、税や社会保障費などの負担の増加にあえいでいる実態にある。</p> <p>小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置は、都民の定住確保と地価高騰に伴う負担の緩和を目的として昭和63年度に創設されて以来、多くの都民と小規模事業者が適用を受けている。</p> <p>小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置は、過重な負担の緩和と中小企業の支援を目的として平成14年度に創設されて以来、多くの都民と小規模事業者が適用を受けている。</p> <p>商業地等における固定資産税及び都市計画税について負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置は、負担水準の不均衡の是正と過重な負担の緩和を目的として、平成17年度に創設されて以来、多くの都民と小規模事業者が適用を受けている。</p> <p>この厳しい環境下におきましては、東京都独自の施策として定着している固定資産税及び都市計画税の軽減措置について廃止されることとなると、小規模事業者の経営や生活は更に厳しいものになり、ひいては地域社会の活性化のみならず、日本経済の回復に大きな影響を及ぼすことにもなりかねない。</p> <p>よって、固定資産税及び都市計画税に係る、下記の軽減措置について平成27年度以後も継続されるよう東京都知事あて要望しました。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置 2 小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置 3 商業地等における固定資産税及び都市計画税について、負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置 	○	○	○	○	○	○	○	○	可決